

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	平成26年度第4回東村山市子ども・子育て会議				
開催日時	平成26年7月28日(月)午後7時00分～20時50分				
開催場所	いきいきプラザ3階マルチメディアホール				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者： (委員) 河津会長、近藤職務代理、小山委員、林委員、村野委員、土屋委員、千葉委員、山口委員、真鍋委員、森本委員、十時委員、榎本委員 (市事務局)</p> <p>野口子ども家庭部長、野々村子ども家庭部次長、 子ども総務課 星野課長、小澤課長補佐、幸野主任、加藤主任、木山主任 子育て支援課 森脇課長、八丁主査、高橋係長 子ども育成課 高柳課長、下口課長補佐 児童課 半井課長、小町課長補佐、森藤館長、小川主任</p> <p>●欠席者： 石渡委員、大輪委員、野澤委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可 の場合は その理由		傍聴者 数	5人
会議次第	<ol style="list-style-type: none">1. 開会2. 委嘱状の交付3. 事務連絡4. 審議<ol style="list-style-type: none">(1) 東村山市の確保の方策について【資料260401】<ul style="list-style-type: none">●教育・保育●地域子ども・子育て支援事業(2) 支給認定に関する基準について5. その他<ol style="list-style-type: none">(1) 東村山市子ども・子育て支援事業計画について(2) 第5回会議の日程について6. 閉会				
問い合わせ先	担 当	子ども総務課			
	電話番号	042-393-5111 (内線3262)			
	ファックス番号	042-394-7399			

会 議 経 過

1. 開会

2. 委嘱状の交付

新任委員欠席のため委嘱状交付なし

3. 事務連絡

○会長

今年度に入り第4回の子ども・子育て会議になる。前回は量の見込みについて皆さんからご意見をいただき、概ねこの量でいいのではないかとこのところ終わった。今回は確保の方策について検討する。資料は、前回の量の見込みとその量の見込みに対して確保策がイコールとなっているものが大変多い。一部そうでないところもある。

それでは、まず事務局から教育・保育に関して、ご説明いただき、皆さんからご質問、ご意見をいただきたいと思う。

4. 審議

(1) 東村山市の確保の方策について

○子ども総務課長

【資料 260401】の概略について説明。

■教育・保育

○子ども育成課長

【資料 260401】を基に説明。

○会長

一番基本となる教育・保育について説明があった。ご意見、ご質問はあるか。

○A委員

4ページの確保の方策のところだが、27年度は認可外保育施設が174と19ということで、足すと200近く、31年度になると134になる。同じ建物があって、5年後にこの人数になるということで、認可外保育施設は大丈夫なのか。

○子ども育成課長

国の手引きによれば、「当分の間、認可外保育施設等による保育の提供体制について記載することを可能とする」こととされている。新制度への移行に関しては、初年度に全ての施設が移行することは難しいと思うが、年度を重ねるに従い移行が加速されていく部分と、児童人口が年々減っていることを考慮して数字を算出した。現段階では、確保の方策から量の見込みを差し引くとゼロという形にしている。

○B委員

待機児童について細かく説明があったが、97人のうち40人程度を分園等で対処して、残りが今の地域型保育事業で来年度は何とかクリアするという理解でよろしいか。

○子ども育成課長

そのとおり。

○B委員

A委員からお話しのあった認可外の施設がどのように進むかによって、そのところが増減するということになるのか。

○子ども育成課長

お見込みのとおり。27年度の3号の1～2歳に174人と数値を仮置きしているが、認可外保育施設のうち一部は27年度より新制度の特定地域型保育事業に移行する可能性がある。現段階では数字は確定できていないが、9月頃には来年度の募集準備もあることから、各施設の類型が固まってくると思う。それまでは類型ごとに数字が変わる可能性がある。

○C委員

認可外保育施設の人数は定員か、在籍数か。先ほど当分の間記載すると話があったが、当分というのはどれくらいを想定しているのか。

○子ども育成課長

国の手引きによると、第1期中（27年度から31年度まで）を想定している。認証保育所を含めて待機児童のかなりの部分を担っていただいているということもあり、新制度の計画上から除外するというのは、現実的ではないため、5年間はこういう形で入れていくということになっている。

現段階では、認可外保育施設の移行が固まっていないため、あくまでも仮数字としている。特定教育・保育施設は、既存施設の増改築以外は大きな変動要素がないため、見込みが立っている。特定地域型保育事業についても、新規公募分は新制度に移行することを前提にしており、応募の3事業者については、応募時の定員設定をここに計上している。全体の児童人口との兼ね合いの中で、最終的に認可外保育施設で担っていただきたいということで、27年度の確保方策の認可外保育施設の区分欄に81なり147という数字を仮に入れている。9月には、認可外保育施設から新制度への移行等の状況が分かって来るので、数字を固めて行けると思う。全体の必要量については前回議論いただいたので、概ね確定数の特定教育・保育施設の部分と特定地域型保育事業の参入事業者の見込みを量の見込みから差し引いた残りをカウントしていかなければならない。認可外保育施設の定員を踏まえ、対応できる人数を計上している。現段階では、確保方策が量の見込みを超える体裁にはしていない。

○会長

最終的に数が固まるのは年度末になるのか。9月には認可外保育施設の移行がわかるということか。

○子ども育成課長

確定的なことは申し上げられないが、9月・10月にはある程度の数字が固まるはずである。

○会長

量の見込みについては、4ページの枠組みの中で、児童人口が減る部分と、未確定の部分はあるけれども、一応数としては合っているということか。ただ、新制度に移行しない幼稚園や、認可外のままで残る認可外保育施設もある。それぞれの選択がまだ見えないと。同時

にそれは事業者の経営の問題にも絡んでくるし、量の見込み等実際にそこでどのように運営、経営していくかと、両方の課題がそこに絡んでくるということになるのだろう。

○C委員

意見として申し上げておきたいのは、施設長会の時に小規模保育が公募されて応募があったというお話があった際に、認可外保育施設の先生方に動揺が走った。認可外保育施設で空いている所、定員割れがある。自助努力だとおっしゃるかもしれないが、そもそも高い保育料を取らざるを得ず、まったく勝負できない。それでも、経営・運営自体は楽ではない。不確かなことを申し上げてはいけない部分だが、40人、50人位の枠がまだあるはずだ。要望として、新制度への移行はしっかりサポートしていただきたい。この地域で認可保育所に入れない、あるいは途中入所できない子ども達を30年、40年間ずっと受け入れてきた受け皿がやっと同じ土俵に立って、認可保育所と同じような保育料の中で、きちんと予算を認めてもらえる時期がきていると思うので、数字上だけで判断してはいけないと思う。31年までの間は、しっかりサポートして、移行するというところに皆さんのご協力、市のご協力をいただきたいと思う。

○会長

これまで保育事業を満たすために認可外保育施設が長年ご苦労されて、貢献されてきたという歴史的事実もあるので、そのあたりも十分考えていただきながらということだと思うが、事務局の方は何かあるか。

○子ども育成課長

新制度に移行するかしないか、まず施設のお考えがある。移行した方が保護者の所得に応じて保育料が変わる仕組みになるという部分がある一方、応諾義務ということで、今までは直接契約で入所が決定していたのが、新制度では市から斡旋をした方が入所するという形になる。施設の方で移行するかしないかお悩みになっていることもあり、本年度のみならず、来年度以降も移行の支援はしていきたいと思っている。

○会長

大体この辺が議論になると思うが、他に何かあるか。

○D委員

移行支援は数字には表れないのか。特定地域型保育事業の数値が27年度、31年度も同じ数字になっていて、市としては移行を支援していきたいというのであれば、ここの数字を例えば、31年には数字を上乗せして、数字を減らしていく。各事業所の都合もあるし、なかなかうまくいかない事もあると思うが、市としてはこうしたいという計画がこの数字の中に反映させることはできないか。

表の作り方で、国がこのようにするとしているという説明があれば理解はするが、充足率が27年度から31年度まで全部同じになっている。人口が減るから充足率は実質的に上がるという考えで、パーセンテージが同じなのか、でももしかしたら5年の間に保育を希望する方の割合が増えていくかもしれない。29年度に数字を見直す時に考えていくことなのか。数字が全部同じ理由が知りたい。

○会長

ここのところは、前回一度議論をしているところだがよろしいか。

○子ども育成課長

1点目ですが、認可外保育施設から特定地域型保育事業への移行を希望する施設については、移行支援をしていく。現在、各施設への1回目のヒアリングがほぼ終わり、施設と調整をしている。9月に各施設の移行時期が具体的に変わった段階で、数字を入れていきたい。

2点目は、前回ご議論があったが、国の手引きにより、27年度の割合を基にその後も算出することになっている。毎年PDCAサイクルで確認をし、27年度、28年度の実績を見て、必要に応じて29年度で見直しをすることになる。

○C委員

今ではなく9月の移行段階でもいいが、認可外保育施設の定員の数を入れていただきたい。不都合や難しいことがあるか。

○子ども育成課長

表の作りとして②-①=0という作り方をしている。ただし、認可外保育施設の部分を定員通りに入れた場合は、②の方が多くなる。意向を確認した後、表記については検討していきたい。

○会長

これは、国の示している作りに従っているということ。全体的には先進国全体の女性労働は増加することはあれ、減ることはないだろうと思う。ただ、このあたりをどう読むかは難しく、とりあえずこれまでの現状を踏まえながら、27年度以降をどうするかというところを前回議論した。他にはよろしいですか。1、2、3ページまでは差引ゼロで作ってある。最後の4ページのところで、確保方策が細かくなっていて、ただしそこも読めない部分がある。この会の報告書として事業計画を作る場合は、最終的には4ページのような作り方になるのか。

○子ども育成課長

そのとおり。

○会長

根幹となるところの教育・保育の確保策という部分についてご意見があれば、後で伺うことにして、次の5ページ以降の地域子ども・子育て支援事業について、事務局から説明願いたい。

■地域子ども・子育て支援事業

時間外保育事業（延長保育）

○子ども育成課長

【資料 260401】（5ページ）をもとに説明。

子育て短期支援事業（ショートステイ）

○子育て支援課長

【資料 260401】（7ページ）をもとに説明。

地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）

○子ども総務課長

【資料 260401】（8 ページ）をもとに説明。

一時預かり事業

○子ども育成課長

【資料 260401】（9 ページ、10 ページ）をもとに説明。

病児保育事業（病児・病後児保育）

○子ども育成課長

【資料 260401】（11 ページ）をもとに説明。

子育て援助活動支援事業＜就学児のみ＞（ファミリー・サポートセンター）

○子ども総務課長

【資料 260401】（12 ページ）をもとに説明。

放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

○児童課長

【資料 260401】（6 ページ）をもとに説明。

○会長

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、前回議論したが、確保方策について、今の説明ですと放課後児童クラブの部分についてはゼロにはなっていないで、最終的にはプラス 28 までいくということですが、それ以外のところは確保方策の新たなものを考えているわけではなく、それぞれゼロとなっている。ご意見等があるか。

○D委員

5 ページの時間外保育事業についてだが、19 時まで、20 時までも含めて時間外になっていると思うが、現在、認証保育所が 20 時まで開所している。認証は認可外保育施設になり、今

後認可に移行するとなった時に、20時までの保育時間が確保されて使えるのか。量の見込みは構わないが、20時までの認可保育所が1園しかなくて、何か方策を取っていかねばいけない。何かお考えがあったら、お聞かせいただきたい。

○子ども育成課長

こちらについても、既存の認証保育所が新制度に移行する可能性もある。移行した場合は今まで20時まで実施の実績があるので、ぜひ継続して20時までの保育をやっていただければと考えている。

○E委員

6ページの児童クラブについて、高学年は読めないが、待機児童が出ると示されてこのままでいいとは言えない状況だ。29年度から増えるということで、最終的には待機児なしとなっているが、27、28年度の直近での待機児童の数をみるとどうしたらいいのか保護者として悩んでしまう。そこに対して何か対策はないのか。

○児童課長

高学年の量の見込みと実際の入会希望数について予想がつかず困っているところだが、27年度、28年度の応募状況を勘案して対応を検討したい。

○会長

前回の説明の時には、定員オーバーでも受け入れているというお話があったが。

○児童課長

②確保の方策の規模数で1,395人が現有の規模となっている。前回もお話したとおり、出席率が70%弱ということで、安全を確保できることを条件として多めに受け入れている。出席状況についても、年度内でも違いがあるので、ある程度の弾力的な入会を認めている。安全性への配慮は必要であり、27年度については希望があれば、1,395人プラス何人かは受け入れられるという認識でいる。

○会長

最も望ましいのは、待機児童をなくすことだと思うが、運用の中では弾力的に現在もやっているし、今後もやっていきたいというお話だった。E委員さんいかがか。

○E委員

現状は、【資料の260301】のように弾力的に入れていただいているが、空きのあるところ、満室のところとある。満室の地域に限ってマンションができるという情報があり、もっと増えていったらどうなるのかアンバランスな状況で保護者としては今後が心配だ。また、児童40人に対して職員が何人というのもあるので、弾力的に入れていただくのはいいが、職員の人数、配置が今後どうなるのか不安だ。何か良い案がないか、他の委員さんからも意見をいただきたいと思う。

○A委員

全体的な計画の中で、消費税が上がるのが27年の10月、東村山市にお金が下りてくるのは29年度か。そうすると27、28年については財政状況が変わらない中で、計画をしなければいけない。せめて1年前倒しにできないか、という程度かと思う。

○B委員

実際の運用は非常に難しい中でご苦労されていると思う。その中で、どこまで表現できるかはわからないが、これまでの会議の中でもハンディを抱えている障害を持った子どもの学童問題も出ているし、色々な議論を生かした形で運用の具体化が進むよう少しずつでも努力していくことが必要かと思う。

○会長

他にはよろしいでしょうか。いずれまた、これは事業計画を作る時には、文章化もするわけですから、数の上ではこういった形で数字が出てもどのように、どういう方向で進めていくかということについては、様々な表現の仕方が出てこようかと思いますが、事務局でお答えできるものがあれば、お願いしたい。

○児童課長

消費税についてや、財源としての整備補助については国の方からまだ具体的に下りて来ていません。表現方法については、少し検討させていただきたいと思う。

○F委員

放課後の児童クラブについて、高学年は人数の見込みがつかないというお話だが、他の例を見ている中ではちょっと人数が多いのではないかと思った。人数を出す時に根拠があるかどうか、お聞かせいただきたい。

○児童課長

量の見込みの時にご検討いただいたが、就学前児童 2,000 人にアンケートを取った回答から算出すると、全国的に利用意向率に高ぶれの傾向があり、就学児のアンケートを取っている市町村については、そちらを採用しなさいという通知が国からあった。このため、就学児アンケート結果を使って算出した。関係団体からもこの人数は多いという感想をいただいている。

○C委員

5 ページの表自体が、19 時までと 20 時までを分けて示すようにはなっていない。19 時と 20 時の実績のギャップがすごく気になっていて、多分実績を足してあると思うが 19 時と 20 時までの量の見込みの数字についてお考えがあるならお聞かせいただきたい。それと、認証保育所は全部入るが、4 ページでは減っていくので、整合性がとれない。認可保育所一か所で平成 25 年、43 人ということであれば、認証はそれなりに大きくあるのだろうと思う。ここが解消されない状態がいいのかと思うのですが。そのあたりをお聞かせいただければと思う。

○子ども育成課長

時間外保育事業については、最終的に国の手引きに基づき 18 時以降の保育ということで算出した。今は 19 時までの園がほとんどで、認可の中で 1 園が 20 時、認証が 7 か所 20 時までやっている。延長保育のあり方については様々な意見が出たところであり、この段階では 18 時以降の延長保育の人数としている。今後、さらに延長保育を実施するためには様々な視点があるので、別途、ご議論をいただければと前回、前々回に話をさせていただいた。

必ずしも保護者の利便性の視点だけではなくて、お子さんの健全な育成という部分もあり、保育所で働く従業員のことも考える必要がある。ファミリー・サポートセンターを使ってそれに対する補助する方法についてもご提案いただいております、この段階で 20 時までの保育をどれだけ、どういう方法でやっていくかを詰めるのは難しいと思う。それは今後、この会議の中でご議論いただければと思っている。

○会長

子どものことを考えることも大事ですけど、現実には夜に及ぶ仕事は世の中にはあるわけですよ。長時間はいけないかもしれないが、どうしても夜間に亘る仕事があって、そこに従事される方のお子さんの数は少ないかもしれませんが、ある一定の量は出てくると思う。夜間勤務をしなければならない人は、様々な業種の中にいるわけで、ここは 20 時までだけではなくて、20 時以降もある程度の人数はやむを得ず出てくるということはある。単純になくならないといいというようなことにはならない。必要な部分はカバーしていかなければならないと思う。昔で言うと夜間高校の先生とか、お医者さんで救急救命医療であるとか、一定の数はあると思う。このあたりもよく考えていただいて進めていただければと思う。

○D委員

8 ページの子育てひろばについて、施設は増やさないが偏っているので必要な地域に出張ひろばを展開する形でというご説明があったが、確保の方策の 166 回がそのまま 5 年間となっている。説明とこの数字にギャップがあると思った。計画として、何年に、どこで、萩山町とか、富士見地区とか、秋津はなくて、実際に困っている所があるのが現場の実感だ。計画の数字の中に織り込んでいくというのはできないか。

○子ども総務課長

今回の資料における数字の中では、現在運営している施設の最大限受入れた月の利用回数の範囲でお示ししているが、現在実施している秋津以外の他の地域のニーズを 27 年度以降把握し、ニーズのある地域に出張ひろばを設けていく。現状では、この数字で対応させていただきたいと思う。

○D委員

市民のニーズに合わせて子育てひろば事業を実施していく気持ちが市にあるという確認ができれば良い。

○会長

この後、支給認定に関する基準についての説明をいただくことがあるので、このあたりでよろしいか。それでは次の説明を願いたい。

(2) 支給認定に関する基準について

【資料 260306】（平成 26 年 7 月 28 日一部修正）を配布

○子ども育成課長

資料を説明。

○会長

今ご説明をいただいて、基本的に市に任せられている部分について、皆さんのご意見をということですが、いかがか。

○G委員

3 ページの表 2 の下※の特例給付のところですが、施設型幼稚園の 1 号認定、2 号認定のところ、両親がフルタイムで働いていてもやはり幼稚園教育を受けたいということで、3 歳までは保育園、4 歳から幼稚園という方がいるが、この特例というのはどういうことか。

○子ども育成課長

2 号認定の幼稚園の部分については、量の見込みの際にも出てきたが、まだ細かなことが決まっていない部分がある。今後の申し込みの仕方がまだ決まっておらず、東京都に質問を投げ掛けている段階である。2 号は、保育の必要性ありということなので、保育と同じような形になる可能性があるが、就労要件がない 1 号の場合は簡易的に幼稚園で認定申請を受け付ける仕組みになっている。2 号認定となると内定は 2 月中旬になってしまうので、果たしてそれでいいのかどうか。東京都の職員が課長会に出席する機会がありますので確認し、次回かその次には回答ができるかと思う。幼稚園の 2 号認定についての扱いがまだはっきりしていない部分があるため、今後情報提供させていただく。

○G委員

私立幼稚園は制服のある幼稚園が多いので、2月内定では4月の入園の準備等の関係もあり、もう少し早く内定を出していただけたら助かる。

○会長

幼稚園は2月では遅いということですね。他にはいかがか。

○A委員

保育の標準時間と保育の短時間のことで、保育は1日8時間までの利用ということで認定された方がそれを過ぎた場合、延長保育料が発生することを保護者に分かりやすいように説明していかなければいけないと思う。1日8時間というと朝の8時から8時間、また19時までの8時間という捉え方もできてしまうので、保育園側からすると、コアタイムを設けていただいて、職員の基本的な勤務時間の8時半から17時までの間の8時間の設定、11時間というのは、18時までの11時間というところにしていただかないと厳しいのではないかと感じた。

また、8ページの新制度のイメージは新しく入園する方の認定申請の手順になっている。今在園されている方も認定を受けるという形になると思われるので、例年行っている家庭状況調査票などが、前倒しになるのかという点をお尋ねしたい。

○子ども育成課長

2点目ですが、入園されている方についても、認定を行う必要があるが、タイミングを新規の方とは別にして、継続の必要書類をお出しいただく機会に実施したい。例年、年明けにそうした事務を行っている。既に入所されている方については、今回の認定区分によって今まで利用できた部分が利用できなくなるというようなことがないように配慮することになっている。

6ページについては、A委員がおっしゃっていた通りだ。例えば、短時間といいながらも1日8時間まで利用ができるということになる、お昼から8時間を希望されると保育園側として通常の保育が成り立たない部分がある。基本的にはコアタイムを定める形になる。11時間については、認可保育所は現行どおり7時から18時までがコアタイムになる。お昼から11

時間など夜遅くまで対応するという事は考えていない。足りない部分については延長保育ということになる。

○D委員

子ども育成課長に来ていただき、ころころの森で保護者向けに3回ほど勉強会を行った。保育園や幼稚園を考えているお母さん方が、毎回20組から30組集まった。保育園を考えている方の質問で標準時間と短時間についての質問が多い。標準時間の利用の下限が何時間と決まっているが、フルタイム、週40時間で働いて、しかも休憩時間が1時間で、通勤も歩ける範囲だと、下限時間に追いつかない形になっている。育休明けのお母さんは時短を取ることがある。時短を取った場合は標準時間にならないのか、時短は諦めるのかという話になる。都心に通っている方は、通勤時間が長いから良いかもしれないが、良いと思って自転車で5分という職場を選んだのに、標準時間にするために、遠くの職場を選ばなければならぬのかと訴えてきた人がいる。フルタイムで働いているお母さんの心配はそこにあったのかなと思う。短時間になって、残業等があり延長保育料が発生して、標準時間の保育料よりも高くなってしまふかもしれないという不安があるので、そのあたりの市のお考えをお伺いしたい。下限は48時間でいいと思う。

○会長

具体的なQ&Aが出て、こういう場合はどうなのか、いろいろと心配な要素がたくさんあるということではよろしいか。

○子ども育成課長

6ページにあるように今までは認定区分が1区分だったので、就労時間が長ければ保育園に入りやすくなるという部分はあったが、入園した場合は何時間しか利用できないという制限は基本的にはなかった。今後は2区分に分かれ、それにより8時間か11時間の利用に分けられる。8時間で不足の日があれば、延長保育を利用することになる。今、お話があった標準時間の基準については、子ども・子育て支援法の施行規則に定められているので、全国一律の基準である。ただし、就労時間の下限時間は48時間～64時間の範囲で市町村が定めることになっている。保護者からすると、自分は標準時間なのか短時間なのかが非常に重要な事項である。

○会長

実際にはそういう心配事があり、整理をしていくということですね。

○H委員

確認ですが、4ページで在園児は今まで通りというご説明でしたが、在園児の保護者も迷うところなので、はっきりとしていただけたらと思う。今まで通りでよろしいか。

○子ども育成課長

基本的な考え方としては新制度が始まったからといって、今まで保育施設に入所していた方が利用できなくなることは避けなければならないと国の会議でも再三出ていたので我々もそのようになると考えている。

○H委員

もし、聞かれたら在園児については、標準と短時間は関係ないという言い方をして良いのか。今まで通りで大丈夫と言って良いか。

○子ども育成課長

基本的にはそのように考えているが、国の方でもまだ整理をしている部分もあるので、再度確認をして情報提供をさせていただきたいと思っている。今のところ国の資料はこの程度の書きぶりとなっている。

○H委員

お願いしたい。

○A委員

7ページの優先利用について、「優先利用」の対象として国が例示する事項の⑤に「子どもが障害を有する場合」が入ったのは、大きなことだと思うが、現行、東村山市は東村山市障害児保育実施規則に基づいて行われている中で、目的の中に保育に欠け心身に軽度の障害を有する児童という形になっているので、これからの運用の方法と実施規則を見直すとともに

に、私達は命を預かっているので、障害児のお子さんを預かる体制の確保をお願いしたい。

○会長

今の件は、要望ということでしょうか。

○A委員

はい。

○B委員

8ページのところで、保護者、市町村との関係がいろいろと書かれているが、時間の問題も含めてですが、市町村の負担が相当過密になるのではないかと、前から感じている。様々な対応の調整をしたり、保護者が直接施設に行って内定してしまうこともあるわけですね。そうしたことも含めて、諸々のことに対して対応していただけるのは本当に大変ではないかと察している。

○子ども育成課長

27年4月から入所する児童の手続きについては、この秋からやっていかなければいけない。あまり時間が残されていない中で、保育の必要性の認定、標準時間、短時間についての新しい概念等もあり、その中で決めていかなければならないという状況だ。委員の方々にもまだお答えできない部分もあり申し訳ないが、実際に国の方で決まっていないこともあり、時間がない中で市町村としては頭が痛いというのが正直なところだ。

○会長

それでは支給認定に関する部分についてはこのあたりでよろしいか。次に今後の予定についてだが、8月に会議を行って、9月はお休みして、10月に開きたいと伺っているところだが、8月、10月のテーマとどのように動くのかということについてご説明をお願いしたい。これは、その他の(1)東村山市子ども・子育て支援事業計画について関係することかと思うが。

5. その他

(1) 東村山市子ども・子育て支援事業計画について

○子ども総務課長

(1) 東村山市子ども・子育て支援事業計画について、支援事業計画の骨子案をご提示してご審議していただく予定としていたが、平成 26 年度に最終年度となる「東村山市次世代育成支援行動計画」通称、東村山子育てレインボープランが、時限立法であった次世代育成新対策推進法の 4 月改正により、任意ではあるが、平成 27 年 4 月から 10 年間延長されることが決まっている。今月に入って国から改正次世代法の行動計画策定指針の概要が示されており、最終的には今年 9 月末に告示することとしている。子ども・子育て事業支援計画への影響を現在整理しているところ。本日資料をご提供することができず、大変申し訳ない。次回の会議には資料として提供したいと思っている。

次回の会議予定について、年間スケジュールと若干ずれるが、第 5 回は 8 月 19 日の火曜日を予定している。9 月は市の議会があるためお休みさせていただき、第 6 回 10 月には、骨子案をご提示しご審議いただければと考えている。素案の後にパブリックコメントを予定している。

○会長

このようなスケジュールで動きたいということなので、次回どういう骨子案がでるかかわからないが、そこを皆さんで議論をして、肉付けをしていただいたものを素案として 10 月に出していただくということだ。その素案をまた、皆さんで議論をしてということになるが、素案である程度形が整えば、パブリックコメントと言うことですので、この会で形が整わないとパブリックコメントのしようがない。年間計画は示されているが、大体そのようなことで進みたいと思う。8 月はなるべく避けてもらいたいと事務局には申し上げたが、議会との関係で 9 月はお休みしたいということで、今回は 8 月 19 日となる。これで、今日は終わりたいが、何かあるか。

○子ども育成課長

保育の必要性の認定基準について、就労時間の下限時間は 48 時間～64 時間の範囲で市が定めるということになっており、この点については、市民のご意見をお聞きするということを考えている。8 月 1 日の市報でお知らせするが、8 月 1 日～21 日の間でパブリックコメントを行い、市民の方からご意見をいただくことを予定している。

○会長

そうすると8月19日にはある程度、市民の方の意見をある程度集約したものを提示していただけるということになるか。

○子ども育成課長

その段階でご意見があったものについては報告したい。

○E委員

どういう意見の聞き方をするのか。

○子ども育成課長

今回配布した資料のようなものに追加の資料を付けて、ホームページの他公民館・子ども関連施設等で閲覧できるようにするとともに、意見票についても配付する。

○H委員

できたら各保育園にもわかりやすく任意でかまわないのでアンケートのようなものを作ってもらえないか。

○会長

それでは、今の様なお要望を踏まえながら、工夫をしてやっていただきたいと思います。時間になりましたので、これで終了したいが、事務局から何かあるか。

○子ども総務課長

先ほどD委員からお話があったが、子ども・子育て支援新制度の勉強会を7月16日に実施した。100名ぐらいの出席があり、高い関心をお持ちだった。講師は子ども育成課長が務めた。また、7月18日(金)と24日(木)に計3回実施したところの森での勉強会は、子育て世代のお父さん、お母さんを対象に、保育付きで定員20名を超える応募があった。今回は国の制度を中心に説明したが、ある程度内容が決まって広く市民に周知することができれば、早い段階で説明会を開いてほしいという意見があったため、今後検討したい。

○会長

それでは、これで閉会させていただきます。

(2) 第5回会議の日程について

○事務局

次回の日程は8月19日（火）19時からマルチメディアホールで開催。

6. 閉会

事務局より、閉会の挨拶がなされた。